

1.若者の政治参加について

最初の質問は、若者の政治参加についてです。まず、7月に行われた参議院選挙では、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、メディアでも大きく取り上げられて注目を集めました。新宿区での参議院選挙の18歳の投票率は、全国平均を上回る67%という結果になりました。また、東京都知事選挙においては、52.66%という結果です。新宿区選挙管理委員会による日々の啓発活動の成果によるものだと考えています。

啓発活動に関してですが、私も定期的にあ高校生のインターンシップの受け入れを行ってきました。区役所の各フロアを歩き、担当職員によるレクチャーへの同席、区議会の議場見学、また区長室へお伺いし吉住区長とお話をさせていただいたこともありました。

参加した高校生たちは、「学校では、議会や選挙の制度を覚えることが授業の中心だったけど、実際に区議会や区役所の現場で学べたことで、区政が身近なものになった」と言ってくれました。

また、新宿区では大学生のインターンシップを受け入れているようです。これからはさらに、小・中学生、高校生に向けたアプローチも必要ではないかと考えています。区長が公立学校で意見交換をする機会もあるそうですが、すべての学校というわけではありません。他の区職員が積極的に訪問し、区政に関する説明や、まちづくりに子どもたちの意見を反映させることも大切だと考えています。また、新都市の若者議会という事業では、実際に約1000万円もの予算を提案するという画期的な取り組みも行われています。これからは地方議員が学校へ訪問することも必要だと考えていますし、主権者教育として議会を見学にくる機会があっても良いかと思えます。

そこで、2点質問がございます。

1.2016年参議院選挙、また都知事選挙について、特に若い世代に関する投票率についてどのようにお考えでしょうか。また、これまでの啓発活動などをどのように総括されているのでしょうか。

2.区長や職員の学校訪問や、若者会議など様々な施策案がありますが、選挙管理委員会としてはどのように今後の啓発活動に取り組んでいくご予定でしょうか。また、議員が学校へ訪問し、出前授業を行うことについてどのようにお考えでしょうか。

選挙管理委員会、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、一人暮らしの学生と選挙についてお話させていただきます。

2015年に明るい選挙推進協会が行った調査によると、高校卒業後、親元を離れて進学した大学生・大学院生等の63.3%は、住民票を移していないという結果が出ています。原則として住民票がある場所で投票を行うことになっているため、住民票を移していない一人暮らしの学生は、投票に支障をきたすこととなります。

そこで、横浜市では、「大学生のみなさん!!住民票を移して選挙に行こう」という印刷物を作成し、原則として住民票を移すことについて説明しています。そして、やむを得ない場合には、不在者投票を利用することで実家など住民票のある選挙区で投票できる可能性があることを周知する取り組みをはじめました。

しかし、住民票があっても高知市のように居住実態が認められない場合は投票ができないと発表している自治体もあります。例えば夏休みの期間などに実家に滞在する日数が多ければ、実家に居住実態があるとみなされる場合もあるようです。しかし、何日以上滞在すれば居住実態とみなすのかなどの規定もなく曖昧です。「成人式への出席は地元で。」と考える学生も多いようで、住民票を移すことが躊躇されることもあります。現に新宿区の場合も住民票を移すと招待状は届きません。

また、移転手続きが遅れた場合には、最大5万円の過料が課される場合もあるため、やはり大学等に入学したタイミングで引っ越しが発生する場合は原則住民票は移すことが必要かと考えています。新宿区は、大学や専門学校が集中する日本屈指の学生街ということも踏まえ、他自治体以上に、対策を講じる必要があると考えています。

そこで、2点質問がございます。

- 1.一人暮らしの学生に関して、住民票と居住実態に関して把握をできていますか。
- 2.高校や大学、あるいは専門学校などの学校と協力をすることで、原則住民票を移すことについて啓発をしていくことは可能でしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

2.新宿公園に関する区の対応について

次に、新宿公園に関する区の対応についてです。

新宿公園は、もともと「暗い」と言われていることもあり、子どもたちも安心して遊べる明るく見通しの良い公園へと、平成 27 年 4 月にリニューアルオープンされました。しかし、夜中に飲食をしながら騒ぐ人たちが増えてしまい、100 名以上が集まり、警察も駆けつけるような事態となり、騒音によって近隣の方が眠れない状況になりました。あまりにうるさくて二重ガラスにした住民もいらっしまったようです。

最終的に新たにフェンスを設置し、24 時間の開園時間が制限されることになりました。

今回、フェンスを設置するにあたって約 1000 万円のコストが発生したとも伺っています。本案件に関しては、私もブログや Twitter を通じて利用者からご意見をいただきました。内容としては「憩いの場がなくなって残念だ」というものが多くを占めていましたが、ある区民の方からは、「立ち小便をしている人がいるのを見かけた。フェンスの設計でトイレだけは利用できるように。」という問題の指摘や予防策についてもご意見をいただきました。また、別の区民の方からは「防犯カメラを設置することを検討すべきではないか。」と、抑止的な観点からのご提案もいただいております。

これらに言えることは、本当に 1,000 万円もコストをかけて全面をフェンスで囲う以外の選択肢は無かったのかということです。加えて、地域住民の声とは何を指すのかということも考えなければなりません。

そこで 2 点質問がございます。

1.平成 28 年 3 月 14 日に行われた環境建設常任委員会のみどり公園課長の発言によると、区の取り組みを地元町会や地元商店街に説明し、今後の管理方法について意見交換したということですが、公園利用者や来街者などの意見を把握することは行わなかったのでしょうか。また、地元町会から閉鎖の要望はあったが、最終的なフェンスの設置案は誰が発案したのでしょうか。区政全般にも言えることですが、一部の区民の意見ではなく、広く意見を募集すべきだと思いますがいかがでしょうか。

2.フェンス設置については予防策、抑止策など検討を行うことは出来なかったのでしょうか。今後の費用とランニングコストはどのように見積り、鍵の管理はどのように行うことになっているのでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

3.インクルーシブ教育について

次は、インクルーシブ教育についての質問です。

改めてインクルーシブ教育についてご説明をさせていただきます。よく特別支援教育と混同されてしまいますが、障害があるなしに関わらず、子どもたち一人ひとりが質の高い教育にアクセスをすることを目指す教育のことを指します。インクルーシブ教育では、ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられていますが、これは誰もが利用しやすいことを想定されたデザインであることから、健常者とされる人たちにとってもより使いやすいデザインになるというメリットがあります。

同様に、インクルーシブ教育を行うことで、障がいがある子どもが授業についていけず、クラス全体の進捗を遅らせてしまうことではありません。また、必ずしもコストの増加につながるものではありません。そして、実は障がいがないとみなされている子どもにとってもメリットがあります。

まず、学びの方法は多様であることを理解する必要があります。文字を書いて学ぶことが得意な人がいれば、音読をしなければ頭に入らない人もいます。座って姿勢よく学ぶのが得意な人もいれば、立ち歩いた方が良いという人もいます。このように、学び方は本来多様であるはずですが、特定の方法しか認められない場合は、学びから排除されたと感じることもあるでしょう。私の友人は、自宅で横になって勉強するのが得意だと言っておりました。彼はベッドの中で鉛筆を使うと汚れてしまうので、暗算でミスをしないよう答えようとしていたそうです。結果として、暗算でセンター試験の数学で満点をとり、東京大学に合格しています。

インクルーシブ教育では、多様な学びを認めることは、特別扱いだとされてきたことを認めていくこととなります。文字の読み書きが苦手な子もいます。そうした場合に、教室内でタブレットを利用することを認めるという事例もあります。新宿区では「まなびの教室」で、こうした機器を導入していますが、電子機器の適切な活用についても検討が必要です。

私は8月に株式会社 LITALICO のインクルーシブ教育研修を受講してきました。株式会社 LITALICO は、「障害のない社会をつくる」をビジョンに掲げ、就労支援や、子どもの学習支援など斬新な障がい者支援事業を展開し、今年上場を果たした会社です。ホームページにも「学校での合理的配慮ハンドブック」が公開されており、Web マガジンやメルマガなどインターネットを通じて様々な情報が無料で公開されていますので、インクルーシブ教育を導入する教育関係者からも注目されています。

研修では、現職の教員の方々と座学やワークショップを行いました。私が受講した際には、「1.ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育とは」「2.行動面に困難さのある子どもへの支援」「3.学習面に困難さのある子どもへの支援」「4.情緒面・心理面に困難さのある子どもへの支援」「5.インクルーシブ教育に向けたアクションプランを作ろう」、という5つのテーマについて学びました。本日はその1つ、「2の行動面に困難さのある子どもへの支援」についてのみお話しします。

まわりの人に噛みついてしまい、対応に困っている子どもがいるという教員がいらっしやっただので、その方の事例を扱いました。行動分析学から発展したPBSという問題解決のプロセスに基づき分析していきます。PBSにより行動の理由を明らかにすることによって、困っている行動をおこさなくても済む、より良い行動を起こしやすい環境をつくることができます。

現場で起こる問題は深刻で、子どもの問題を教員が一人で抱え込んでしまうことで、精神的に追い詰められることも少なくありません。そこで学校や教育委員会と共有することも重要だと考えます。誰もが問題解決で一定の成果を出すため、フレームワークを用いることは有効な手段だと考えています。

そこで2点質問がございます。

- 1.現在の新宿区立の学校では、インクルーシブ教育が定着してきているとお考えでしょうか。インクルーシブ教育に関する指針の策定や、例えばPBSなどについて書かれたマニュアルが必要だと考えます。また、研修を通じて行動支援計画を作成するなど現場でそのまま活用できる内容の演習も必要だと考えていますがいかがでしょうか。
- 2.新宿区の既存の取り組みに関してです。現場においても、ユニバーサルデザインに関する研修、まなびの教室へのiPadの導入、巡回相談、刺激量の調整など、すでにインクルーシブ教育に関連する取り組みが行なわれている点は評価できます。これらの取り組みを、今後はどのように発展させていき、各学校への支援を行っていこうとお考えでしょうか。

教育委員会のお考えをお聞かせください。

4.新宿区の安全・安心について

最後に、新宿区の危機管理について質問します。

新宿区には、新宿区国民保護計画、地域防災計画など、危機管理に関する膨大な文書があります。例えば新宿区国民保護計画を読んでもと、NBC(核、生物、化学剤)を使用した武力攻撃があった場合、「新宿区」は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲で、警視庁、東京消防庁等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うことになっています。

しかし、私は文書通りの対応をすることだけが必ずしも有効だとは言えないと考えています。例えば、東日本大震災でも「想定外」という言葉が繰り返し使われてきました。これからはマニュアルによる対応ではなく「想定外」を前提とした演習による即応能力強化の重視に踏みきるべきという考え方もできます。防災訓練には一定の効果が期待できますが、判断能力など対処能力訓練にはなっておらず、実践的訓練とは言いがたい側面もあります。

そこで、防衛省・自衛隊、国土交通省の防災・危機管理演習では、事前に参加者にシナリオを通知しない、演習が主流となっています。シナリオ演習よりも効果的な状況付与型の演習ですが、さらに即応能力を強化するためには、区長不在、職員参集不可、区役所の電源喪失、無線利用不可等の過酷な状況を想定したシビアアクシデントを前提とした状況付与型の演習も有効であると思います。

そこで2点質問がございます。

- 1.新宿区国民保護計画を踏まえて、新宿区としてはどのような取組みを行っているのでしょうか。演習中心に危機管理をするという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。
2. 即応能力強化のためにも、状況付与型の演習も検討する必要があると思いますがいかがでしょうか。新宿区では区民が演習を行うことについてどのように考えますか。

区長のお考えをお聞かせください。

次に、羽田空港機能強化に関する質問です。

議会でも議論になっていますが、南風案では新宿区の上空を飛行することで、騒音や落下物などの問題が指摘されてきました。しかし、もう一つ別の観点からお話をさせていただきますと、テロのリスクをどのように考えているのかということです。

新宿区には、都庁、新宿駅、防衛省などが集中しているエリアとしてテロのターゲットになりやすく、リスクが高まるのではないかと考えられます。もちろん、空港でテロを防ぐことは必要です。しかし、国際線の場合は国によって管理は様々でしょう。さらなるリスクを軽減しておくことが必要ではないかと考えています。

例えば、モスクワ上空は飛行していません。ワシントンの場合、人が多いエリアは避け川の上を飛行しています。加えて、戦闘機 F-16 が即応体制、狙撃銃を搭載したヘリや地对空ミサイルで武装しているため、ある程度の対処をすることが可能です。海外でも都心部の上空

を飛んでいるという見解が示されていますが、危機管理の観点を持った上でのルートを策定していると考えられ、無防備な東京都とは全く状況が異なると言えるでしょう。

ここで、6点質問がございます。

- 1.羽田空港での4本目の滑走路整備に伴う神奈川・都心北上ルートについては平成21年に「安全上の理由」により撤回されていますが、今回「安全上の改善」があったとお考えでしょうか。
- 2.「安全上の理由」で言えば、我が国はたびたびイスラム国の機関紙でアメリカよりも敵視された表現があり、近年も航空機爆破テロが起こっていますが、現在のテロの可能性や情勢についてどのように認識されていますか。
- 3.新ルートに関して、他の航路案はないという認識でしょうか。区のホームページでは「唯一無二ということではなく、今後、関係区市と十分な協議を行ったうえで、関係区市の意見を反映して決定」とありますが、これには新宿区案のような形で提案を行うことはないのか。代替案の調査などは行ったのでしょうか。区長の下に有識者委員会による検討、委託調査を図ることも必要だと考えますがいかがでしょうか。
- 4.具体的な懸念として、バードストライク、ドローンによるバードストライクテロ、航空機爆破テロが懸念されますが、これらの問題についてはどのお考えでしょうか。
- 5.ワシントンやモスクワ上空は飛行禁止区域が認められています。ハイジャックの場合、新宿上空での撃墜なども想定すべきかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 6.区長は南風案ルートに関して賛成、反対どのようにお考えでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。